

大分市居住支援金交付要綱を次のように定める。

令和2年4月27日

大分市長 佐藤 樹一郎

## 大分市居住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分県の区域外（以下「県外」という。）から本市の区域内（以下「市内」という。）への自己の意思による移住及び定住を促進することで中小企業等における人手不足を解消し、もって人口減少の緩和及び地域経済の活性化に資するため交付する大分市居住支援金（以下「居住支援金」という。）の交付に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 地方公共団体の区域外から区域内へ住所を変更することであって、転勤、出向等の職務上の理由により、若しくは大学進学等による一時的な住所の変更又は親族等と同居して生活を共にするための住所の変更その他これらに類するものを除いたものをいう。
- (2) 移住 県外から市内に転入をし、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されるとともに市内に生活の本拠を置くことをいう。

(3) 移住日 移住をした日をいう。

(4) 移住支援金 大分市移住支援事業に係る移住支援金交付要綱(令和2年4月27日施行。以下「移住支援金要綱」という。)の規定により交付する大分市移住支援事業に係る移住支援金をいう。

(居住支援対象者)

第3条 居住支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 大分市移住者居住支援事業補助金交付要綱(平成27年5月19日施行)第1条に規定する補助金の交付を受けるとしたときに同要綱第4条の規定により算定される当該年度における大分市移住者居住支援事業補助金の額(以下「補助金の額」という。)として、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める額を超えていること。

ア 世帯で申請する場合(移住前及び移住後において複数の世帯員で構成する世帯の世帯員が第5条の規定による申請(以下「申請」という。)をする場合をいう。)

50万円

イ 単身で申請する場合(移住前又は移住後において一の世帯員のみで構成する世帯に属し、又は属していた者が申請をする場合をいう。) 30万円

(2) 移住支援金要綱の規定により当該年度における移住支援金の交付の決定を受けていること。

(3) 申請の時に、移住日から1年を経過していないこと。

(支援対象事業)

第4条 支援金の交付の対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）は、移住支援金要綱第4条に規定する支援対象事業とする。

（居住支援金の額）

第5条 居住支援金の額は、補助金の額から移住支援金の額に2分の1を乗じて得た額を減じて得た額とする。

2 居住支援金は、予算の範囲内で交付する。

（交付の申請及び実績報告）

第6条 居住支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市居住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び額の確定）

第7条 市長は、申請があったときは、その内容を審査し、居住支援金の交付を決定するとともに支援金の額を確定したときは、大分市居住支援金交付決定通知書兼支援金額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（請求）

第8条 居住支援金の交付の決定を受けた者（以下「支援事業者」という。）は、居住支援金の交付を請求しようとするときは、大分市居住支援金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、支援事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、居住支援金の交

付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に居住支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 居住支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 法令、大分市補助金等交付規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により居住支援金の交付を受けたとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、居住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

年 月 日

大分市居住支援金交付申請書兼実績報告書

大分市長 殿

申請者 住 所

氏 名 ⑩

大分市居住支援金の交付を受けたいので、大分市居住支援金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

居住支援金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

様式第2号（第7条関係）

第 年 月 日  
号

大分市居住支援金交付決定通知書兼支援金額確定通知書

殿

大分市長



年 月 日付で申請及び実績報告のあった大分市居住支援金については、次のとおり交付を決定するとともにその額を確定したので、大分市居住支援金交付要綱第7条の規定により、通知します。

- 1 居住支援金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 居住支援金交付確定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 交付の条件

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

大分市居住支援金交付請求書

大分市長 殿

住 所

氏 名 ⑩

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市居住支援金  
について、大分市居住支援金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

請 求 額 \_\_\_\_\_ 円

振込先	
金融機関名	支店名
口座種別	口座番号
口座名義(本人名義に限る)	ふりがな